

基本計画（項目案）

はじめに 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題

第1 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針

〔法 § 8 ②一関係〕

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定〔法 § 3①関係〕
2. 設計、施工等の各段階における措置〔法 § 3②関係〕
3. 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上〔法 § 3③関係〕
4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上〔法 § 3④関係〕

第2 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策〔法 § 8 ②二関係〕

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等〔法 § 10 関係〕
2. 責任体制の明確化〔法 § 11 関係〕
3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施〔法 § 12 関係〕
4. 建設工事の現場の安全性の点検等〔法 § 13 関係〕
5. 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発〔法 § 14 関係〕

第3 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項〔法 § 8 ②三関係〕